

議第2号

上小圏域（上田・東御都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

令和5年(2023年)3月27日提出
長野県都市計画審議会長

4都第436号
令和5年(2023年)3月13日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

上小圏域（上田・東御都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

上 小 圏 域

上田都市計画（上田市）

東御都市計画（東御市）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

（案）

令和5年3月

長 野 県

計画書目次

	頁
はじめに.....	1
1. 都市計画の目標.....	1
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次.....	1
① 都市計画区域の範囲.....	1
② 目標年次.....	1
(2) 都市づくりの基本理念.....	1
(3) 都市づくりの目標.....	2
① 県内アクセスの優位性を活かしながら自律できるコンパクトなまちづくり.....	2
② 次世代産業の創出等を視野に入れた工業及び研究拠点の機能の維持、強化.....	2
③ 上田城跡等の歴史文化遺産と調和した都市空間の形成や回遊性の向上.....	3
④ 上田盆地を中心に広がる自然環境、田園集落環境の保全、活用.....	3
⑤ 災害に強いしなやかな圏域の形成.....	3
⑥ 生活・産業・観光を支える交通体系の強化.....	3
(4) 圏域構造と地域毎の市街地像.....	5
① 拠点.....	5
② 軸.....	5
③ 土地利用構成.....	6
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針.....	8
(1) 区域区分の決定の有無.....	8
① 県下同一基準による定量的な評価.....	8
② 地域特性を考慮した区域区分の検討.....	8
③ 区域区分の決定の有無の判断.....	9
(2) 区域区分の方針.....	10
おおむねの人口.....	10
3. 主要な都市計画の決定の方針.....	11
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	11
① 主要用途の配置の方針.....	11
② 市街地の土地利用の方針.....	12
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	15
① 交通施設の都市計画の決定の方針.....	15
② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針.....	16
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針.....	20
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	20
① 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	20
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	21
① 基本方針.....	21
② 主要な緑地の配置の方針.....	22
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針.....	24
④ 主要な緑地の確保目標.....	24

上小圏域（上田・東御都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

はじめに

長野県都市計画ビジョン（平成31年3月改定）では、広域的な連携を図るため生活圏（10圏域）の計画性を重視し、同一圏域内で都市間相互の連携強化と調整を図り、整合性のとれた都市づくりを目指すこととしている。

上小圏域においては、複数の都市計画区域（2区域・2市）を有するが、広域的観点から隣接・近接する都市計画区域の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的課題の調整が図られるよう、圏域単位とする都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に変更する。

1. 都市計画の目標

上小圏域は、上田城跡や別所温泉の歴史文化遺産を有する上田市、海野宿の歴史的な街並みを有する東御市、長和町や青木村、個性ある都市計画区域や市町村から構成されている。

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、上田都市計画区域、東御都市計画区域を中心に構成される上小圏域を対象として、県が広域的見地から関係市や住民の意向を反映し、各地域における歴史や文化、地域特性などの個性を生かし、各地域の役割や連携が図られるよう、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

なお、市街化の進展や生活圏として一体性の観点から、必要性に応じて、他法令との連携を図りつつ、都市計画区域の指定要件を勘案して、都市計画区域の指定などを検討し、無秩序な市街地の拡大の抑制を図るものとする。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

① 都市計画区域の範囲

都市計画区域の名称	対象範囲
上田都市計画区域	上田市の一部
東御都市計画区域	東御市の一部

② 目標年次

都市計画の基本的な方向 : 令和22年

都市施設などの整備目標 : 令和12年（中間年 令和7年）

(2) 都市づくりの基本理念

**豊かな自然環境に配慮し、歴史・文化遺産をいかしながら
活力あるまちづくりを進めよう**

上小圏域は、山紫水明の地である上田盆地を中心に、周辺を四阿山、烏帽子山、美ヶ原高原等2,000m級の山々に囲まれ、中央部に千曲川が流れている。

豊富な観光資源にも恵まれ、平成8年に上信越自動車道上田菅平 IC、東部湯の丸 IC が開通、

平成9年には北陸新幹線上田駅が開業し、平成27年には北陸新幹線が金沢駅まで延伸するなど、広域的観光リゾート地としての発展が期待されている。

歴史的には、古代では信濃國の中心として東山道の整備にあわせて信濃国府が置かれ、近世には北國街道の整備にあわせて上田城下町が形成され、街道や国道等の幹線道路の整備とともに交通の要衝として栄えてきた。産業には、自動車関連、電気機械、一般機械器具を中心とした製造業と、野菜、果樹、花卉等の農産物等の供給基地として発展してきた農業がある。これら発展の経緯の中で、上田市が圏域の中心として、東御市とともに上小圏域の発展を支えている。

また、本圏域内外には、上田城跡、海野宿、別所温泉等の温泉地、菅平高原、美ヶ原高原をはじめとした歴史、文化、自然環境の資産があり、市街地から山間部に至るまで広く分布している。

このような本圏域の歴史、文化、地域特性等を勘案して、自然と共生しながら少子高齢化の進行に対応した生活の利便性、快適性に加え、様々なニーズ、リスク等の変化に対応できる柔軟性を有する圏域づくりと、自然環境及び先端技術を活かした活力ある地域産業構造の形成を進めるため、まちづくりの基本理念として、「豊かな自然環境に配慮し、歴史、文化遺産をいかしながら活力あるまちづくりを進めよう」を設定する。

(3) 都市づくりの目標

① 県内アクセスの優位性を活かしながら自律できるコンパクトなまちづくり

本圏域は、上信越自動車道、北陸新幹線、幹線道路等の広域交通網が整備され、長野市や松本市をはじめとした県内の主要都市、首都圏及び北陸地方へのアクセスがしやすい位置にある。また圏域内では、北陸新幹線、しなの鉄道線、上田電鉄別所線の交通結節点である上田駅の周辺に商業、業務、医療、福祉、観光、行政等の主要な都市機能が集積しており、上田駅や田中駅、丸子地域自治センターを中心として、千曲川を挟んだ南北の地域に市街地が形成されている。

こうした圏域構造を基本として、本圏域の特長である上田城跡や別所温泉、北国街道海野宿等の魅力的な歴史文化資源、県内主要都市とのアクセス性の高さ、信州大学繊維学部をはじめとする高等教育機関等があり若者が多く住んでいることなどを活かし、他圏域との連携・交流を深め、多様な人材の呼び込みに繋げることを視野に入れつつ、圏域内での自律した都市活動を持続させていくため、拠点の都市機能の集積を充実するとともに、拠点間、拠点とその周辺地域を結ぶ公共交通及び道路のネットワークを強化する。また、拠点周辺では、超高齢化社会にも対応した「歩いて暮らせる」環境を実現することにより、まちなか居住を促進し、脱炭素の環境に配慮したコンパクトな市街地を形成する。本圏域の市街地の大部分は、上田盆地の平坦部に形成されており、開発しやすい地形であることを踏まえて、既存ストックや低未利用地の有効活用をしながら、無秩序な市街地の拡大を制限する。

特に、上田都市計画区域の上田駅周辺は、多様な都市機能が集積し、県外との交流を見据えた魅力的な拠点を形成する。東御都市計画区域の田中駅周辺は、多様な都市機能が集積し、魅力的な拠点を形成する。さらに、まちなかでは、公共用地及び民間用地において既存の緑の高質化、質の高い緑の創出等を積極的に推進し、緑が有する多面的機能を活用するグリーンインフラの取組を推進することにより、自然と共生する住みやすい市街地を形成するとともに、脱炭素化、まちの賑わいづくり、防災機能の向上等に繋げていく。

② 次世代産業の創出等を視野に入れた工業及び研究拠点の機能の維持、強化

本圏域では、健康・医療等の成長産業への企業の参入を促すことにより、次世代自立支援機器、産業機器製造業の集積を目指しており、これらの取組との連携を図り、必要に応じて都市計画分

野での対応を行う。

用途地域の縁辺部や国道の沿道に形成された工業地では、操業環境や交通アクセスの維持、向上により、製造業及び流通業の機能立地の維持、誘導を図る。また、長野大学をはじめとした大学、短期大学の周辺等では、研究拠点にふさわしい環境形成を図る。

③ 上田城跡等の歴史文化遺産と調和した都市空間の形成や回遊性の向上

本圏域に位置する上田城跡や別所温泉、海野宿等では、歴史文化遺産としての価値を保ちつつ、住民、来訪者にとって魅力的な市街地を形成する。

上田城跡は、歴史的な景観の維持、保全、修復を行うとともに、周辺の市街地では、城下町としての歴史、文化資源が身近に感じられるような都市空間の形成を進めるとともに、旧北国街道の柳町、池波正太郎真田太平記館等の回遊を促す交通環境の形成を図る。

別所温泉や丸子温泉郷周辺では、温泉地にふさわしい、歩いて巡れる街並みの保全、形成を図るとともに、上田駅等の広域の交通結節点からのアクセス性の充実、交通環境の充実を図る。

海野宿では、歴史的な街並みの保全・整備を図るとともに、千曲川の水辺環境と一体的な交流空間の形成を図る。

④ 上田盆地を中心に広がる自然環境、田園集落環境の保全、活用

上田盆地の中央部に流れる千曲川をはじめとした河川や、盆地を取り巻く森林や草原等の自然環境を保全する。

本圏域では農産物の地域内循環や、千曲川ワインバレー（東地区）特区におけるブランド価値向上に取り組んでおり、こうした活動を踏まえて、市街地の周辺から山裾にかけて広がる優良農地を大切に保全するとともに、田園地帯における集落地は、安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティの維持を図る。

山並みの眺望や、それぞれの地域で培われた歴史、文化に配慮した市街地や集落の景観の保全、育成を図るとともに、市町村の連携のもと複数の行政区域にわたる広域的な景観の育成を図る。

良好な自然環境を有する地域において、無秩序な開発の進行により自然環境の保全が阻害されるおそれがある場合、環境を保全するため他法令との連携を図りながら、必要に応じて都市計画区域の拡大等により、土地利用の規制・誘導を検討する。

⑤ 災害に強いしなやかな圏域の形成

本圏域では、広く分布する斜面地における土砂災害や、千曲川等の沿川地域における洪水等の災害の恐れがあり、既成市街地やまとまった集落では、居住の集約を図る場として、インフラの整備の他、災害のリスクや避難に関する周知や貯留施設の普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、災害に強い市街地を目指す。また、災害が起きたときの対応や、被害が発生した後の復旧・復興等の回復力を高め、災害に強くしなやかな圏域を形成する。

市街地のエリアを新たに拡大する際には、土砂災害や水害の危険性に十分に配慮した区域を選定する。災害危険性の高いエリアの新規立地を抑制するとともに、既存の建物は災害のリスクに応じて、より安全なエリアに誘導できる仕組みをつくる。防災、減災機能など多様な効果が期待できるグリーンインフラの導入を積極的に検討していく。

⑥ 生活・産業・観光を支える交通体系の強化

圏域内外の広域交通を担う道路ネットワークに関しては、既存の道路はその機能の維持、改善

を図るとともに、災害時の物資等輸送、観光周遊、体験型・滞在型観光、交通結節点へのアクセス性の改善等の観点から必要な路線については、着実な整備に向けた取り組みを進めていく。

圏域内の生活、観光、産業等の利便性の向上、交流の促進に寄与する、圏域内の拠点間を繋ぐ道路ネットワークの維持、強化を目指す。

交通渋滞の緩和や環境負荷低減のため、既存の鉄道及びバスの利用性を高めるとともに、コミュニティバスの導入や観光の2次交通を支えるハブ機能の強化により、自家用車利用からの転換を促進する。

圏域の拠点周辺では、駅や交流拠点を中心に歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりを念頭に、歩道や自転車道の整備を進め、利便性や回遊性の向上を図る。また、公共交通との連携を考慮しながら、観光地間を結ぶ徒歩、自転車によるネットワークを形成する。

(4) 圏域構造と地域毎の市街地像

本圏域では、次に示す圏域構造の実現に向けた都市づくりを進める。圏域構造は、拠点、軸、土地利用構成で構成することとする。

① 拠点

a. 圏域拠点

上田城の城下町、北国街道の宿場町としての歴史を持つ、東信地域の中心地域の1つであり、県内外と本圏域を結ぶ広域交通である北陸新幹線の交通結節機能を有する、圏域全体の活力を高める圏域の要であり、圏域全体の都市活動を支える主要な行政、商業、業務、交通等の多様な都市機能を維持・充実する圏域拠点として、次のエリアを位置づける。

上田駅周辺

b. 地域拠点

鉄道駅や役所の周辺であり、地域の生活を担う重要な拠点として圏域拠点を補完し、主に市内の日常生活を支える生活サービス機能を維持・充実する地域拠点として、次のエリアを位置づける。

田中駅周辺、丸子地域自治センター周辺

(参 考)

■ 拠点の選定

市町村に存在する駅又は役場の徒歩圏（半径800m）を単位として、全産業従業者数、年間小売販売額、医療機関（歯科等を除く）の集計から、圏域内の各指標平均値を算出し、上位となる箇所から、圏域拠点（最上位の市町村）、都市拠点、地域拠点の配置箇所を選定した。

なお、都市計画区域が指定されている市町村のうち、拠点が1つも設定されない市町村は、従前の都市計画区域マスタープランにおける最上位の拠点を地域拠点とした。

② 軸

a. 広域交流軸

圏域外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う広域交流軸として、以下の鉄道、高規格道路、一般広域道路を位置づける。

鉄道 : 北陸新幹線、しなの鉄道しなの鉄道線
高規格道路 : 上信越自動車道、上信自動車道
一般広域道路 : 一般国道18号
(道路:長野県広域道路交通計画(令和3年3月)広域道路ネットワーク計画の路線)

b. 地域連携軸

広域交流軸を補完し、主に圏域内の各市又は市内を結ぶ交通を担う地域連携軸として、以下の鉄道、道路を位置づける。

鉄道 : 上田電鉄別所線

その他主要な道路 : 一般国道 141 号、142 号、143 号、144 号、152 号、254 号、406 号

(道路 : 長野県広域道路交通計画 (令和 3 年 3 月) 広域道路ネットワーク計画の路線)

③ 土地利用構成

a. 商業業務系ゾーン

圏域や都市の中心となる商業・業務地、近隣に位置する商業・業務地、沿道の商業地、観光商業地等、商業・業務機能を維持、形成する区域を商業業務系ゾーンとし、上田駅周辺や田中駅周辺をはじめとした商業系用途地域を位置づける。

b. 工業流通系ゾーン

物流を担う道路網の配置等を考慮したうえで、地場産業を含む工業又は流通機能の立地を維持、誘導を図る区域を工業流通系ゾーンとし、既存の工業団地や一般国道 18 号の沿道に形成された工業地をはじめとした工業系用途地域を位置づける。

c. 住宅系ゾーン

住宅地として利便性、快適性等の保全、形成を図る区域を住宅系ゾーンとし、商業業務系ゾーンの周辺、一般国道 18 号や一般国道 152 号等の沿道をはじめとした住居系用途地域を位置づける。

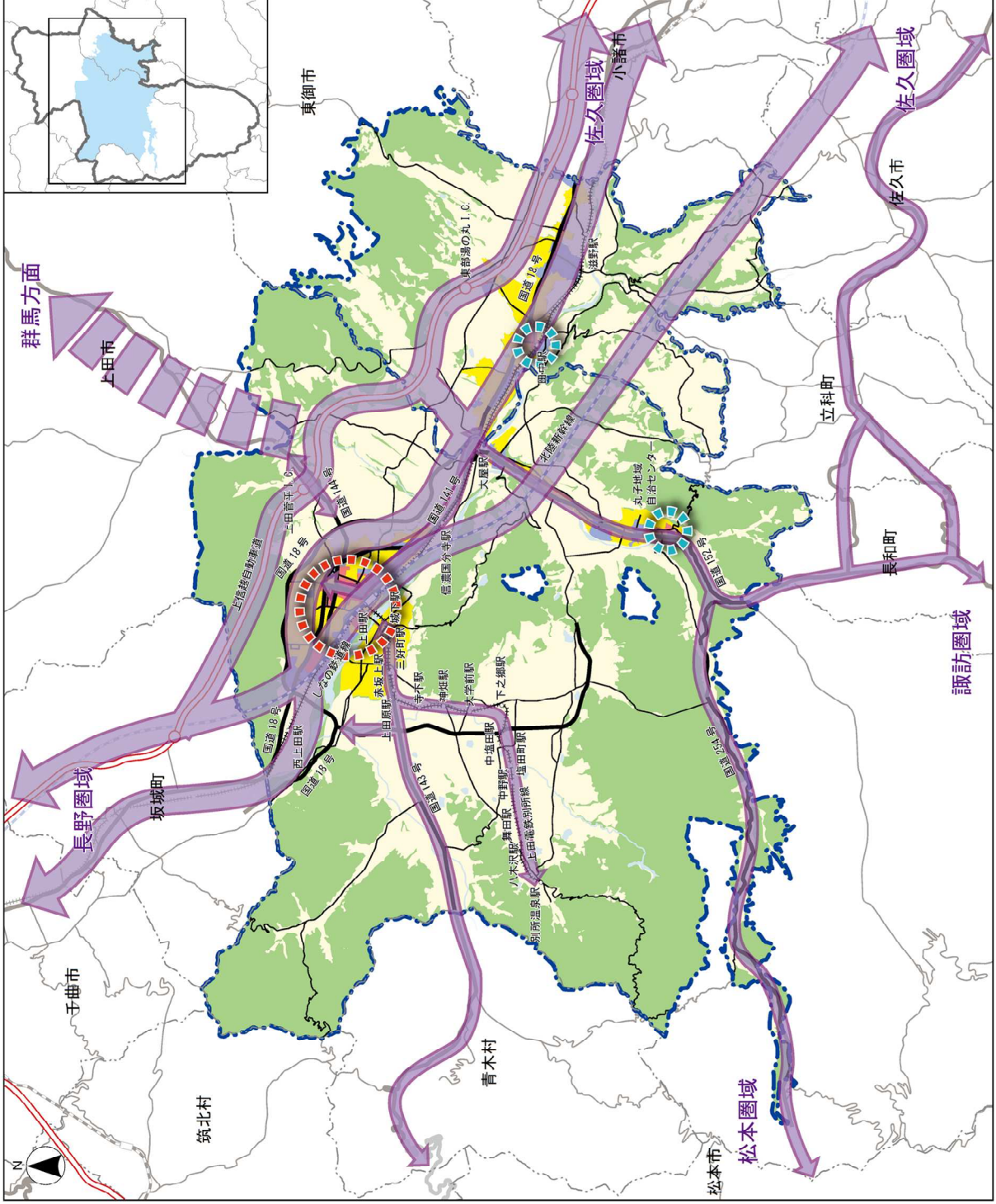
d. ふるさとの農用地

優良農地の保全や営農基盤の計画的な維持管理等により、持続可能な営農環境を維持するとともに、集落地の利便性、快適性等の維持、向上を図る区域をふるさとの農用地とし、市街地の周辺から山裾に広がる農業地域を位置づける。

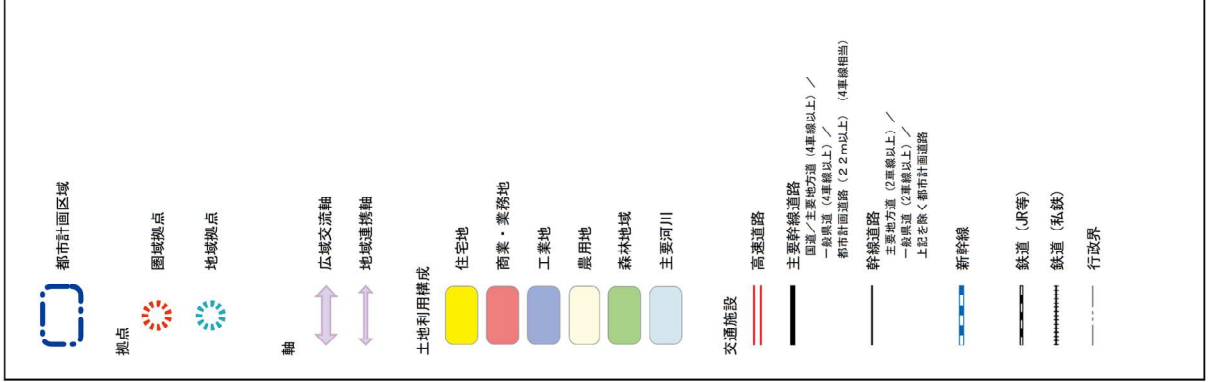
e. 自然と共生するゾーン

圏域の骨格を形成する豊かな自然環境を有する山地、丘陵地等として保全を図るとともに、山間の集落地の利便性、快適性の維持、向上を図る区域を、自然と共生するゾーンとし、上田盆地を囲む森林地域を位置づける。

都市計画区域マスタープラン圏域構造図
上小圏域（上田市・東御市）



附図



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

都市計画区域	区域区分の決定の有無
上田	区域区分を定めない 今後、他の法令との適切な連携のもとで、各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、当面、区域区分を定めない。
東御	

なお、区域区分を定めなかった根拠は次のとおりである。

① 県下同一基準による定量的な評価

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、各都市計画区域における区域区分の必要性を評価した。その概要は以下のとおりである。

【上田都市計画区域】

- ・用途地域外の人口増加率（H17～H27）が用途地域内を上回っていることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が高い。
- ・都市的土地利用率が県平均よりも高く、計画的な市街地整備の必要性が低い。
- ・人口は10万人以上と県下有数の人口規模であり、第2次・第3次産業の従業員数の伸び率も県平均値を上回っていること、用途地域外の農地転用率も県平均以上であることから、市街地が拡大していく可能性は高い。

以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性はやや高いと判断した。

【東御都市計画区域】

- ・用途地域外の人口増加率（H17～H27）が用途地域内を上回っていることから、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が高い。
- ・都市的土地利用率が県平均よりも低く、計画的な市街地整備の必要性が高い。
- ・用途地域外の農地転用率が県平均未満である。第2次・第3次産業の従業員数の伸び率は県平均値を上回っているが、行政区域人口が減少しているなど市街地が拡大していく可能性は低い。

以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断した。

② 地域特性を考慮した区域区分の検討

【上田都市計画区域】

- ・用途地域外におけるまとまりのある優良農地や森林等は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域、森林法に基づき地域森林計画対象森林、保安林等が定められている。
- ・用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、上田市が制定した「上田市環境基本条例」「開発事業の規制に関する条例」「上田市景観条例」等により環境の保全等が図られている。
- ・都市計画制度による土地利用の規制、誘導を進め、用途地域を主な対象地として位置づけ、周囲の田園との土地利用の区分を明確にしながらか立地適正化計画の策定など、計画的な土地利用を推進している。
- ・今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激か

つ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

- ・なお、上田都市計画区域と隣接する都市計画区域は密接に結びついた都市活動が行われており、区域区分が設定される場合、隣接・近接する都市計画区域への影響として市街化圧力の転換が生じ、双方の都市の健全なる発展に支障を生じる可能性がある。

【東御都市計画区域】

- ・用途地域外におけるまとまりのある優良農地や森林等は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域、森林法に基づき地域森林計画対象森林、保安林等が定められている。
- ・用途地域外の土地利用、自然環境については、東御市が制定した「東御市環境をよくする条例」等により、景観については「長野県景観条例」及び東御市が制定した「東御市景観形成指導基準」等により環境の保全等が図られている。
- ・都市計画制度による土地利用の規制、誘導を進め、用途地域を主な対象地として位置づけ、周囲の田園との土地利用の区分を明確にしながら、計画的な土地利用を推進している。
- ・今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

③ 区域区分の決定の有無の判断

【上田都市計画区域】

上田都市計画区域は、①では区域区分の必要性がやや高いと判断されるが、②に示す地域特性を踏まえると、今後急激な市街化は考えにくいことから、区域区分は行わないこととする。

当面は区域区分制度以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討していく。

【東御都市計画区域】

東御都市計画区域は、①で区域区分の必要性が低いと判断され、②の地域特性や人口動向を踏まえると、今後急激な市街化は考えにくいことから、区域区分は行わないこととする。

当面は区域区分制度以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討していく。

(参 考)

■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

■「区域区分」を「定める」か「定めない」かは、県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行等の、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり、本圏域の都市計画区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本圏域の都市づくりの目標の実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

おおむねの人口

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。

都市計画区域	平成27年 (基準年)	令和7年 (中間年)	令和12年 (目標年)
上田都市計画区域	1 4 3.4 千人	おおむね 1 3 7.1 千人	おおむね 1 3 3.3 千人
東御都市計画区域	3 0.1 千人	おおむね 2 8.4 千人	おおむね 2 7.4 千人
圏域計	1 7 3.5 千人	おおむね 1 6 5.5 千人	おおむね 1 6 0.7 千人

(注) 平成27年(基準年)の都市計画区域内人口は「都市計画基礎調査」又は「国勢調査」による統計値。令和7年及び令和12年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による行政区域将来人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の決定に当たっては、市町村の土地利用計画等を尊重し、以下のとおり決定することとする。

① 主要用途の配置の方針

a. 商業業務系ゾーン

商業業務系ゾーンは、圏域構造に位置づけた拠点及び軸を中心に以下のとおりに配置する。

中心市街地の中核となる地域商業・業務拠点の形成、また、幹線道路整備に伴う沿道ポテンシャルの向上を見据えた生活利便性の向上を目的に、用途地域の指定に応じた誘導を行う。

【上田都市計画区域】

- ・ 中心市街地では、上田駅を核として、歴史・文化資源との連携を考慮しながら、面的整備や都市施設整備を積極的に進め、様々な都市機能の集積、交通結節点としての機能の強化、まちなか居住の誘導を図ることにより、活力とにぎわいのある空間の形成を目指す。
- ・ 幹線道路の沿道においては、商業業務施設の適切な規制・誘導を行いながら、魅力ある沿道型商業地の形成を図るとともに、土地利用の混在の解消を積極的に進める。
- ・ 卸団地については、新たな商業展開の可能性を検討していく。
- ・ 地域自治センター周辺の既存商業地を対象に、魅力ある商業空間や公共空間を形成するとともに、来訪者などの回遊を促す環境整備を進める。

【東御都市計画区域】

- ・ しなの鉄道田中駅周辺の中心市街地では、土地の高度利用を進め、商業・業務機能、行政サービス機能などの多様な都市機能の集積・充実を図るとともに、住宅と商業が融和し、交流の場となる商業地の形成を図る。
- ・ 一般国道 18 号や主要地方道丸子東部インター線沿道等については、商業業務施設の計画的な誘導を行うとともに、土地利用の混在の解消を積極的に進める。

b. 工業流通系ゾーン

工業流通系ゾーンは、主に用途地域の縁辺部、国道の沿道に配置する。

【上田都市計画区域】

- ・ 上田リサーチパーク周辺では事業所や研究施設の機能充実と強化を図るとともに、大学や企業等との連携・交流エリアの形成を図る。
- ・ 主要な工業地については、広域的な工業・開発拠点として周辺環境に配慮しつつ、土地利用の高度化を図るとともに、産業発展に寄与する工業・研究系の機能の立地を誘導する。
- ・ 既存の工業地の再編や新たな展開等を目的に、用途地域に応じた都市機能の立地を誘導する。

【東御都市計画区域】

- ・ 地域の工業生産活動の中心となる工場、事業所など工業系施設は、産業構造の変化に対応しながら、原則として工業生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止し、工業の集団化、土地利用の高度化に努める。
- ・ 新たに進出する産業については、計画的な誘導を行い、環境保全や公害防止に配慮しつつ、職

住近接による地域の活性化をめざして、有効活用を図る。

c. 住宅系ゾーン

【上田都市計画区域】

- ・ 地域の特性を十分に勘案しながら、良好な居住環境の維持・創出・改善を図る。
- ・ 中心市街地を含む旧市街地においては、面的整備や都市施設整備に併せ、居住環境の改善を図り、まちなか居住を誘導し、居住人口の増加に努める。
- ・ 既成市街地においては、地区内の開発・整備の状況や環境の変化に注視し、必要に応じて地区計画等の制度を活用するなど良好な居住環境の維持に務める。
- ・ 一般国道 18 号及び一般国道 18 号バイパス沿道などにおいては、既に集積している商業・サービス施設との共存が図られるよう、良好な居住環境の創出を図る。
- ・ 丸子地域などの市街地郊外から中山間地域に形成されている住宅地においては、優良農地の保全や地域コミュニティの維持に配慮しながら、自然環境と調和したゆとりある居住環境の形成を図る。

【東御都市計画区域】

- ・ 良好な居住環境の維持・創出・改善を目的に、地域の特性を十分に勘案しながら、用途地域の指定に応じた誘導を行う。
- ・ 戸建て住宅及び集合住宅等の住宅が主体となる既成市街地においては、緑化を推進するとともに、生活基盤整備などを通じて居住環境の確保を図り、うるおいのある緑豊かな住宅地の形成を誘導する。
- ・ 一般国道 18 号及び主要地方道丸子東部インター線沿道など、幹線道路沿道においては、既に集積している商業系施設や沿道サービス施設などとの共存、また、田園風景等の周辺環境と調和した沿道景観の形成を図りながら、良好な居住環境の創出を図る。

② 市街地の土地利用の方針

a. 土地の高度利用に関する方針

各市の中心市街地では、遊休地等を活用しながら土地の高度利用や有効活用を促進し、商業・業務機能等の都市機能の集積やまちなか居住を推進する。

【上田都市計画区域】

- ・ 歴史・文化資源が身近に感じられる都市空間づくりに向けて、景観計画に基づき土地の高度利用の制限を図る。

【東御都市計画区域】

- ・ 宿場町の面影が色濃く残り、伝統的建造物群保存地区にも指定されている「海野宿周辺地区」については、土地の高度利用を制限する区域を指定するために必要な検討を進める。

b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

商業・工業系の用途地域内では、商業・工業系施設が減少する一方で、戸建住宅や集合住宅の増加が見られる区域については、今後のまちなか居住の推進、良好な居住環境の形成等の観点から検討を行い、用途地域の見直し等の適切な土地利用制限を行う。

一方、社会情勢の変化に柔軟に対応するため土地利用の現況を検証し、必要に応じて職住近接などの適正な用途の複合化を検討する。

【上田都市計画区域】

- ・ 中心市街地における商業・工業系の用途地域内では、商業・工業系施設が減少する一方で、戸建住宅や集合住宅の増加が見られる。これらの地域においては、今後の土地利用のあり方やまちなか居住の推進、良好な居住環境の形成などの観点から検討を行い、用途地域の見直しなど適切な土地利用規制を行う。
- ・ 用途地域内における用途の混在を解消し、土地利用の純化を推進する。

【東御都市計画区域】

- ・ しなの鉄道田中駅南口周辺は、居住環境に配慮しながら、北御牧地域の新たな玄関口として、商業・業務機能が集積する北口と連携しながら商業・工業施設等を計画的に誘導し、交通結節点の機能を活かした複合型の土地利用を図る。
- ・ 工業施設については、計画的な誘導を行い、住工混在の解消や、適正な用途への純化に努める。一方、周辺住宅との良好な生活環境が保たれている地区については、職住近接地として、環境保全や公害防止など周辺環境の整備に努める。

c. 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 既成市街地や集落地などで、木造建築物の密集や狭小宅地が多く見られ、防災上、また良好な居住環境の形成上問題のある地区については、地区の状況に応じた地区計画の策定や都市基盤の整備を進め、古い街並みなどにも配慮しながら、安全でゆとりある居住環境の形成に努める。
- ・ 防災機能や防犯性に配慮した道路空間の拡充、公園などオープンスペースによる防災性の向上に配慮した市街地整備を進め、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに努める。
- ・ 用途地域内外で多く見られる空き家など既存ストックの有効活用について検討を進める。

d. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

自然景観や寺社地、史跡等の緑地の積極的な保全を図り、住民の集う緑地空間の確保を図る。併せて、全域的な緑化推進の先駆けとして、公共施設や道路の緑化事業、都市内河川での緑化の推進を図る。

防災、景観、騒音防止、大気汚染防止等の観点から良好な環境を確保するため、適切な公共施設の配置・整備を図るとともに、街区公園・都市緑地の整備を推進し、バランスのとれた都市内オープンスペースの整備を図る。

良好な都市環境の創出及び維持・増進を図るため、景観法に基づく景観計画の活用や地区計画の適用、建築協定等の各種協定の活用を行う。

【上田都市計画区域】

- ・ 良好な都市環境の創出及び維持・増進を図るため、景観計画の活用や地区計画の適用を推進する。
- ・ 一般国道18号近傍の古里、常入地区など貴重な緑空間の保全を図る必要がある区域については、自然環境の保全や土砂災害防止などの面からも、地域や市民との協働により積極的に

保全していく。

【東御都市計画区域】

- ・ 日常的に利用できる公園や緑地は、住民の憩いや地域の交流の場、また災害時における避難地として、確保、整備に努める。
- ・ 歴史・文化遺産である海野宿や、田中常田街路沿道地区については、景観育成住民協定が締結されており良好な景観を持つ地域であることから、地域や市民との協働により良好な景観の維持を図る。

e. 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は、営農条件の維持、向上を図るため、長野県農業振興地域整備基本方針に基づく取り組み及び農地法の適切な運用を通じて今後も保全を図る。

優良農地については、農業環境整備を積極的に行い、生活基盤の維持・増進を図る。

既存集落については、周辺の農業環境との調和・共存に配慮しながら、生活環境基盤整備を進め、居住環境の向上と集落コミュニティの維持を図る。

f. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等の区域について、危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

また、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、指定された区域内においては、土地の形質変更等、土砂災害を誘発する行為を制限する。

市街地では河川の洪水等による水害に対する安全を確保するため、立地適正化計画の防災指針や開発許可制度などにより新たな市街化を抑制するとともに、災害リスクの低いエリアへの居住誘導を検討する。

g. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

森林地域や農業地域については、森林法による保安林の指定や農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定等により、地域の保全を図る。

美しい自然環境と風格ある都市景観について、景観計画に基づき、市民と行政の協働により保全に努める。

無秩序な開発整備や里山の耕作放棄による荒廃などに留意し、レッドデータブックの周知や環境アセスメント、補助金制度、有害鳥獣の捕獲等を通じて、「生物多様性ながの県戦略」が目指す生物多様性と人の暮らしの関わりをより良くしていく取り組みを推進する。

h. 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

人口減少が進む状況の中、限られた人口及び開発需要を市街地外から市街地内へと誘導することを目的として、農業等との健全な調和を図りながら、地域の土地利用状況に応じた容積率等の建築形態制限等の都市計画手法を運用していく。

また、幹線道路等の沿道で、市街化圧力が高い地区や新たな開発需要が見込まれる地区は、

都市施設の整備状況を勘案しながら、関係機関と調整を図りつつ、特定用途制限地域や地区計画、建築協定等を活用した土地利用の適正な規制・誘導を図る。

人口増加・宅地面積増加が多い都市において、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案し、既存区域周辺に対する都市計画区域の範囲拡大など、運用可能な都市計画手法を整理・検討していく。

【上田都市計画区域】

- ・ 用途地域と実際の土地利用に乖離が生じている地区については、今後の土地利用のあり方や地域特性を踏まえながら、用途地域の見直しなど適切な土地利用規制や誘導を行う。
- ・ 自然環境と調和したゆとりある良好な居住環境を図る地域については、関係機関と調整を図りながら、用途地域の指定を検討する。
- ・ 幹線道路近傍等、無秩序な市街化が進行するおそれがある区域については、地域住民との合意形成のもと関係機関と調整を図りながら特定用途制限地域や地区計画等の適用を進める。

【東御都市計画区域】

- ・ 北御牧地域については、景観等も十分考慮し、原則として、低密度な土地利用を誘導するための形態制限を定める。
- ・ 主要地方道小諸上田線（浅間サンライン）や市道浦久保山崎線（千曲ビューライン）など、幹線道路近傍等、無秩序な市街化や周辺地域と景観上の軋轢を生じる施設が立地するおそれがある区域については、地域住民との合意形成のもと関係機関と調整を図りながら、特定用途制限地域や地区計画等の適用を進める。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本圏域では、都市計画の目標に掲げた圏域間を結ぶ広域交流軸及び圏域内の都市間を結ぶ地域連携軸、その他主要幹線道路や幹線道路等の整備を推進することで、交通ネットワークの強化を図るものとする。

また、鉄道やバス等の公共交通機関の維持・充実を図るとともに、徒歩・自転車の利用環境の整備や駐車場等の適正な配置を推進することにより、車への過度な依存からの脱却に取り組み、良好な都市環境の形成を図るものとする。

これら交通体系の連携強化により、北陸新幹線など鉄道駅周辺の圏域拠点等を中心に、歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりの実現を目指す。

長期未整備となっている都市計画道路については、今後の都市構造の形成に資する道路ネットワークのあり方や路線が有すべき機能、都市防災の観点、また整備の実現性や必要性など、総合的な観点から見直しを行い、必要度の高い路線から整備を推進する。

イ. 整備水準の目標

本圏域の都市計画道路は、38路線、約115kmが都市計画決定されており、令和4年3月末現在、改良済延長43.4km、概成済延長19.6km、計63.0km（計画延長に対し37.8%）の整備が行われている。今後は、必要に応じて都市計画道路の見直しを行い、計画的な道路の配置と整備を推進するとともに、道路環境の維持・充実を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

長野県広域道路交通計画における広域道路ネットワーク計画の路線の他、主に圏域内の交通を担う道路として、2車線以上の主要地方道等を幹線道路に位置づける。

イ. 公共交通

北陸新幹線、しなの鉄道線、上田電鉄別所線の利用促進を図るとともに、交通結節機能の維持、強化を図る。

市町村を主体に関係機関との連携のもと、路線バスの維持やコミュニティバスの充実等による安全・安心な地域公共交通の確保を図る。

ウ. その他の施設

効率的な交通体系の構築を目指し、主要な鉄道駅を対象に、駅前広場、駐車場、自転車駐車場、自転車走行空間の整備などを推進し、公共交通の利便性の向上を図る。

c. 主要な施設の整備目標

ア. 道路

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

都市計画区域	名称
上田	一般国道 254 号（東内～西内） 都市計画道路 3・3・1 上田篠ノ井線（一般国道 18 号上田バイパス） 都市計画道路 3・3・3 吉田富士山線 都市計画道路 3・3・4 諏訪部伊勢山線 都市計画道路 3・4・7 上田駅川原柳線 都市計画道路 3・5・1 6 上堀大屋線 都市計画道路 3・5・1 7 北天神町古吉町線 都市計画道路 3・6・2 5 大手町材木町線 都市計画道路 3・6・3 2 芦田丸子線
東御	一般国道 18 号上田バイパス （上田都市計画道路 3・3・1 上田篠ノ井線） 一般県道東部望月線

② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針

a. 基本方針

ア. 下水道等及び河川の整備の方針

下水道等については、持続可能な生活排水対策に取り組む。下水道区域については、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、用途地域外の一定規模の集落についても

区域として定めるなどして下水道の普及を進めるとともに、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、効率的で持続可能な事業運営を推進するための広域化・共同化、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。

一級河川については、適正な維持管理、災害時の迅速な対応及び水防活動等への協力等に努めるとともに、信濃川水系河川整備計画や上小圏域河川整備計画に基づき、千曲川流域の未改修部分の河川整備を推進し、治水能力の向上を図る。自然的環境が多く残されている河川では、特徴のある水辺空間や現状を極力損なわないように配慮した河川整備を行う。さらに、都市内河川においても、護岸の緑化等による自然的な河川環境・景観を創出し、人々に安らぎと憩いの場を与える河川の環境整備に努める。

治水対策に加え、河川流域全体の関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水プロジェクト」により、ハード・ソフト一体となった事前防災対策に取り組む。

【上田都市計画区域】

千曲川をはじめ浦野川、矢出沢川、内村川、依田川については、都市内における貴重な水辺空間を有しているため、景観面に配慮した整備を行い、市民の憩いの場を創出する。

【東御都市計画区域】

千曲川、求女川、金原川、鹿曲川については、水域の環境保全に配慮した水辺空間の整備に努める。

イ. 整備水準の目標

1) 下水道

下水道の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道の整備を進める。
- ・安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築更新を行う。
- ・地震による被害を防止するため、終末処理場等の重要施設や重要な幹線等における耐震化を行う。
- ・洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施設の耐水化を行う。
- ・局地的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。
- ・人口減少、施設の老朽化、担い手減少等の問題を解決するために、ハード・ソフト両面において広域化・共同化を検討する。
- ・脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ機器導入などの対策を検討していく。
- ・持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水汚泥の利活用に取り組む。

2) 浄化槽等

人口減少の影響等を踏まえ、汚水処理システムの最適化を行った結果、集合処理ではなく浄化槽のような個別処理が適する場合は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、定められた水質基準及び構造基準を満たした浄化槽等の設置を促進する。設置後は、管理者に対し、浄化槽法に基づく保守点検、法定検査、清掃の徹底を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合や広域的・一体的な管理等により、効率的な管理運営を図る。

3) 河川

河川の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・河川整備は、これまでの河川改修、水害発生、河川利用の状況や河川環境の保全に配慮し、第4次長野県環境基本計画等との整合を図り、関連する他事業との整合が取れた河川整備を行う。
- ・沿川の人口、資産の集積状況、現況の流下能力、災害の発生状況などを考慮し、治水対策の緊急性の高い河川について、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。
- ・河川敷や堤防天端等は、沿川住民や自治体と連携を図りながら適正利用に努める。
- ・渇水時に流水が不足し、河川環境の悪化等が懸念される河川は、正常な機能の維持に必要な流量確保を行う。
- ・河川改修では、多自然川づくりを基本とし、河川や周辺の自然環境を考慮し、河川環境の保全を図る。また、河川愛護団体の活動を支援し、住民参加による河川環境の保全を推進する。
- ・今後、老朽化の進行が見込まれる河川管理施設については、計画的かつ効果的な維持管理や更新を行う。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道等

本圏域には、既成市街地及びその周辺を中心とした区域に、上田市及び東御市の単独公共下水道があり、それぞれ事業計画に示された配置に基づき整備を進める。公共下水道や農業集落排水施設による集合処理が適さない区域では、合併処理浄化槽の普及を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合の可否を検討し、事業を実施する。

雨水については、近年の気候変動の状況等を踏まえ、必要に応じて排水区域や施設規模、配置の見直しを行う。

【上田都市計画区域】

上田公共下水道計画に基づき、未整備区域の整備の推進を図る。

【東御都市計画区域】

東御公共下水道計画に基づき、未整備区域の整備の推進を図る。

イ. 河川

本圏域には、信濃川水系に属する千曲川等の河川があり、信濃川水系河川整備計画、上小圏域河川整備計画に基づき、計画的な河川整備を推進する。

河川の改修と併せて、洪水が発生した場合の被害を最小限に留めるため、想定し得る最大

規模の降雨による洪水浸水想定区域等の公表、雨量や河川水位等の情報提供を行う。

【上田都市計画区域】

河川整備計画に基づき、河川の未改修部分の整備を推進する。

【東御都市計画区域】

河川整備計画に基づき、河川の未改修部分の整備を推進する。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は次のとおりである。

【下水道】

都市計画区域	名称
上田	(汚水) <ul style="list-style-type: none"> ・ 上田市公共下水道上田処理区 ・ 上田市公共下水道南部処理区 ・ 上田市公共下水道丸子処理区 ・ 上田市公共関連特定環境保全公共下水道中塩田処理区 ・ 上田市公共関連特定環境保全公共下水道神川東処理区 ・ 上田市公共関連特定環境保全公共下水道藤原田処理区 ・ 上田市公共関連特定環境保全公共下水道東内処理区 ・ 上田市特定環境保全公共下水道別所温泉処理区 ・ 上田市特定環境保全公共下水道西内処理区 (雨水) <ul style="list-style-type: none"> ・ 上田市公共下水道上田処理区内の排水区 ・ 上田市公共下水道南部処理区内の排水区 ・ 上田市公共下水道丸子処理区内の排水区 ※改築関係事業を含む
東御	(汚水) <ul style="list-style-type: none"> ・ 東御市公共下水道東部処理区 ・ 東御市特定環境保全公共下水道北御牧処理区 (雨水) <ul style="list-style-type: none"> ・ 東御市公共下水道東部処理区内の排水区

【河川】

都市計画区域	名称
上田	千曲川、矢出沢川、矢の沢川
東御	求女川、金原川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ごみ処理施設は、地域住民等の合意形成のもとで環境負荷の低減に配慮されるとともに、土地利用や基盤整備に関する都市計画との整合が図られた適切な整備、維持及び管理を促進する。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

上田市、東御市、長和町、青木村で構成する上田地域広域連合が令和2年度に策定した第4次ごみ処理広域化計画に基づき、中間処理の資源循環型施設、最終処分場の整備を推進する。令和2年11月から環境影響評価に着手し、建設候補地周辺の環境状況を把握するため、現地調査を進めている。

新施設が建設されるまでは、上田クリーンセンター、丸子クリーンセンター、東部クリーンセンター等の維持管理、保守点検及び修繕により延命化を図る。

上田市は、令和2年度に策定した生ごみリサイクル推進プランに基づき、生ごみを燃やさずに資源化してリサイクルする資源循環型のまちづくりに取り組む方針であり、生ごみの堆肥化による中間処理の有機物リサイクル施設の建設について、周辺自治会などと協議を進めている。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

【ごみ処理施設】

都市計画区域	名称
上田	資源循環型施設、最終処分場
東御	

【その他処理施設】

都市計画区域	名称
上田	有機物リサイクル施設

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 基本方針

まちなか居住の推進や中心市街地及び鉄道駅周辺における都市機能の維持及び充実、都市施設の集約や再編など、良好な都市環境を備えた市街地の形成を図るため、必要に応じて、市街地開発事業の実施について検討を行う。

また、既成市街地においては、土地の高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図るため、必要に応じて市街地開発事業の実施について検討を行う。

その他、開発指導要綱等により、乱開発を防ぎながら、良好な宅地供給の促進を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本圏域は、菅平高原と美ヶ原高原、湯の丸高原地域やそれに連なる山々、千曲川やその支流の河川のほか、河川敷の河畔林や河岸段丘の樹林地、ため池や農地等、都市計画区域だけでなく市域全体にわたって、豊かな自然環境が広がり、住民の貴重な財産となっている。

このように恵まれた自然環境をかけがえのない資源として後世に引き継ぐため、これらの自然環境について、生物多様性保全や、土砂災害防止、快適環境形成等の多面的機能の保全を図るとともに、特に市街地においては、自然と共生する住みやすい市街地の形成に寄与するグリーンインフラとして活用する取組を推進することで、都市と自然との調和のとれた個性豊かな都市づくりを進める。

【上田都市計画区域】

菅平高原と美ヶ原高原やそれに連なる山々、千曲川やその支流の河川のほか、ため池や農地など、都市計画区域だけでなく市域全体にわたって、豊かな自然環境が広がり、市民の貴重な財産となっている。

【東御都市計画区域】

浅間山や蓼科山を背景とした豊かな自然環境が広がり、森林は多様な生態系のほか、水源涵養や気象緩和等様々な機能を有し、北東に位置する湯の丸高原地域は、上信越高原国立公園に指定されている。

周辺には水田や果樹園が広がっているほか、千曲川の河川敷には河畔林があり、さらに河岸段丘には豊かな樹林地が残っている。また、歴史的な景観を形成している海野宿や野馬除等の歴史・文化資源も多く存在している。

a. 緑地の確保目標水準

各都市計画区域の整備水準の目標は、次のとおりとする。

都市計画区域	水準
上田	【緑地確保目標量】約 7,916ha 【都市計画区域に対する割合】34.0%
東御	【緑地確保目標量】約 2,857.9ha 【都市計画区域に対する割合】38.4%

b. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

本圏域の都市計画公園は、41箇所（面積140.50ha）が都市計画決定されており、令和4年3月現在、41箇所（面積135.25ha）が開設済みとなっている。また都市計画決定されていない公園は25箇所（面積89.27ha）である。都市公園全体では66箇所（面積224.52ha）が開設されており、一人当たりの公園面積は13.05㎡/人となっている。長野県都市公園条例においては住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準が10㎡/人以上と定められている。本圏域で

は条例で定める標準を目標とする。

なお、今後の人口減少社会において一人当たりの公園面積はさらに増加することとなるが、それと同時に一人当たり維持管理コストの増加なども懸念されることから、将来人口を見据え計画的に都市公園の保全に努める。

都市計画区域	水準
上田	【都市計画区域内人口一人あたり面積】 令和4年3月末：14.34 m ² /人 目標年：令和4年3月末と同程度（長野県都市公園条例の標準は10 m ² /人以上）
東御	【都市計画区域内人口一人あたり面積】 令和4年3月末：6.97 m ² /人 目標年：10 m ² /人以上（長野県都市公園条例の標準）

② 主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全システムの配置方針

身近に存在する平地林や樹林地など、気象緩和、水源涵養、生態系といった環境保全機能に優れた緑地を住民の貴重な財産として保全し、住民が求める住みよい生活環境づくりを実現させる観点から各都市計画区域において以下の方針を定める。

【上田都市計画区域】

気象緩和、水源涵養、生態系の維持など、環境保全機能に優れた緑地を保全するとともに、多くの市民が求める住みよい生活環境づくりを実現させる観点から、以下に示す配置方針を定める。

- ・ 住み良い居住環境の創造に寄与する緑地を整備する
- ・ 自然環境の骨格を保持し、後世に誇れる緑豊かな環境を残す
- ・ 身近に豊かな緑を実感できる生活環境を創り出す
- ・ 健全な循環系を支える水と緑の環境づくり
- ・ 段丘地形に応じた共生の仕組みを維持し、水系を育む緑を保全する
- ・ 森や農地の多面的機能の持続、活用を図る

【東御都市計画区域】

身近に存在する樹林地の保全に努め、生態系を常に重視し多様な生物が生息する空間としての緑を確保し、住民の貴重な財産として保全を図る。

- ・ 森林の保全
- ・ 農業環境の保全
- ・ 水域の環境保全
- ・ 市街地の緑地の保全
- ・ 田園集落環境の保全

b. レクリエーションシステムの配置方針

身近なレクリエーション施設である既存公園の適正な維持管理及び、土地利用形態に合わせ

た都市公園等の整備を図り、子供の遊び場、高齢者をはじめとした住民の身近な運動及び休養の場を確保する。

【上田都市計画区域】

別所温泉、塩田平、信州国際音楽村などの自然豊かなレクリエーション資源を、多様なニーズに対応しながら、いつまでも親しまれる資源として保全する観点から、以下に示す配置方針を定める。

- ・ ぐらしに密着し、回遊性に富んだ公園や緑地など緑のネットワークの形成
- ・ 社会の変化と多様なニーズに応えるレクリエーション空間の提供
- ・ 地域資源を活かした「上田ならではの」魅力あるレクリエーション機能づくり
- ・ 地域特性を活用し、拠点としての機能が高い緑地の整備

【東御都市計画区域】

身近にふれあえる緑を増やすため、公園や緑地を整備し、区域内の緑を育てていくものとする。地域住民の総合的な広域レクリエーションの拠点として、東御中央公園や芸術むら公園を配置し、機能の維持、充実を図る。

- ・ ぐらしに密着し、回遊性に富んだ公園や緑地など緑のネットワークの形成
- ・ 社会の変化と多様なニーズに応えるレクリエーション空間の提供
- ・ 地域資源を活かした「東御ならではの」魅力あるレクリエーション機能づくり
- ・ 地域特性を活用し、拠点としての機能が高い緑地の整備

c. 防災システムの配置方針

地震及び火災時の避難地として、公園の活用を図るとともに、河川緑地等の大規模な緑地にも避難地としての機能を持たせ、その整備と保全を図る。

都市的災害を含めた総合防災の観点から、避難地、避難路を確保するための防災機能を有する公園・広場、地域防災センターなどの整備を図る。

d. 景観システムの配置方針

本圏域内の景観の特徴である千曲川の河川景観、浅間山や蓼科山等に代表される山地景観、また、上田城跡や海野宿等の歴史的な街並みの景観など、特徴ある多様な景観資源の育成・保全を行いながら、地域の景観資源を活かした緑地空間の創出に努める。

【上田都市計画区域】

塩田平の里山風景、上田城跡公園等、上田の景観を特徴づけ、地域のシンボルとなる貴重な財産を保全するとともに、緑を活かした新たな景観を創出する観点から、以下に示す配置方針を定める。

- ・ 上田の特色を伝え、地域固有の景観を構成する緑の保全
- ・ 緑豊かな風格ある新しいまちづくり
- ・ 様々な上田の緑の表情を楽しめる拠点づくり
- ・ 緑豊かな景観づくりに寄与する緑地の整備
- ・ 段丘地形を楽しめる眺望を活用した緑地の整備
- ・ 景観に配慮した緑豊かな産業空間の形成

【東御都市計画区域】

浅間山、蓼科山の山並みや中央を流れる千曲川などの自然景観は、地域を象徴する景観として保全を図る。また、市街地周辺に広がる田園地帯やため池は、田園都市の象徴であり、景観資源として保全を図る。千曲川と鹿曲川の浸食によってできた高く切り立つ断崖は、地域の特徴的な郷土景観として保全を図る。

- ・ 公共施設の緑化の推進
- ・ 民有地の緑化の推進
- ・ みどりのネットワークの形成
- ・ 人のネットワークの形成

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備方針

本圏域の公園緑地等の整備方針として、都市公園施設の適切な維持管理による保全に努め、安心安全な公園運営を図るとともに、公園が持つ住環境の質的向上や、地域の賑わいの拠点など多様なストック効果を十分発揮できるよう整備促進を図る。

また、未供用の都市計画公園区域については、現状での人口分布や当該公園に求められるニーズを捉え、必要に応じて都市計画公園の未供用区域の見直しを行う。

【上田都市計画区域】

上田古戦場公園の整備促進を図る。

b. 緑地保全地域等の指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、緑地保全地域等の指定を次のとおりとする。

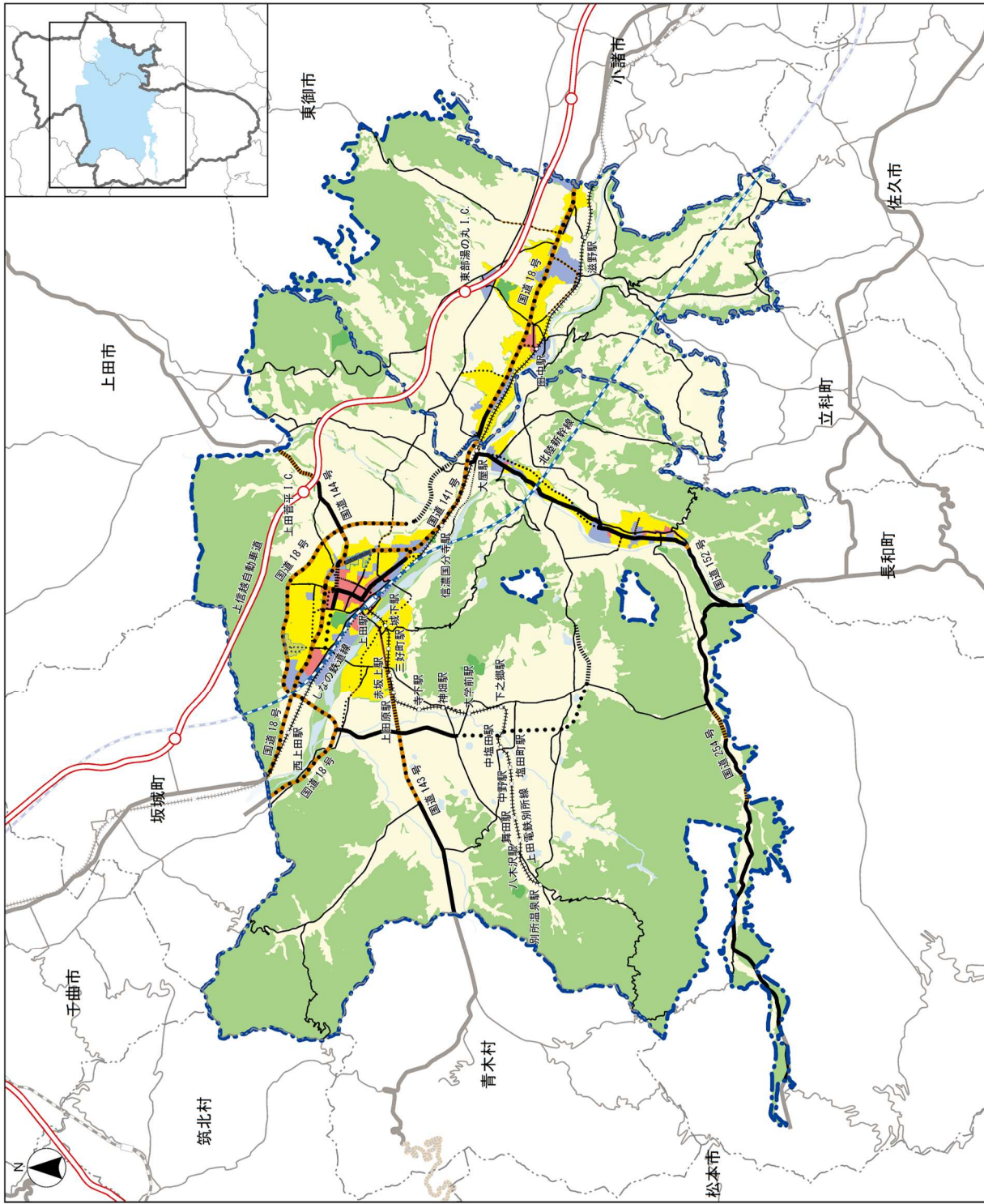
都市計画区域	指定方針
上田	本圏域の森林等で保全が必要な区域は、保安林等に指定されていることから、当面は特別緑地保全地区等の指定は行わず、これまでの規制による効果や課題を検証しつつ、良好な環境の保全に努める。
東御	

④ 主要な緑地の確保目標

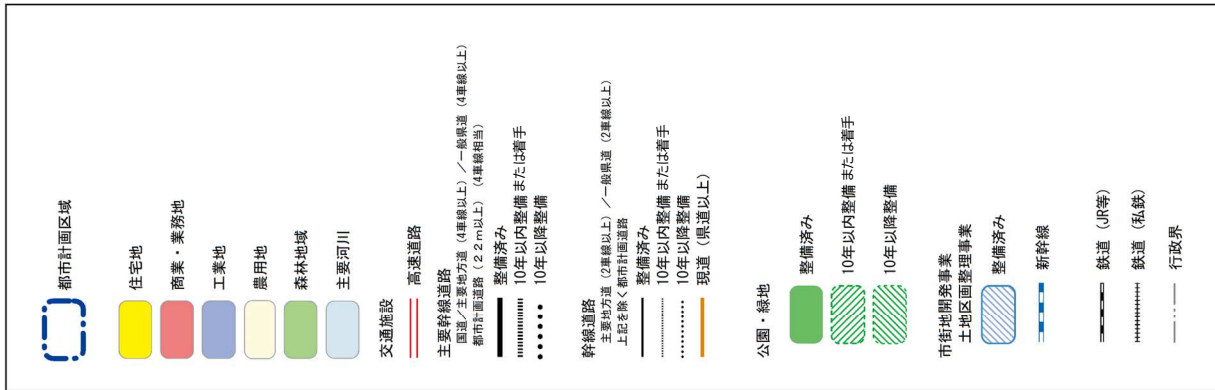
おおむね10年以内に整備または着手することを予定する公園等の公共空地は、次のとおりとする。

都市計画区域	施設
上田	計画した主要な緑地については整備済であるが、「緑の基本計画」等の他計画との整合を図りながら、新たな公園等の公共空地の整備・確保目標を設定する予定である。
東御	基本方針等に基づき、街区公園、近隣公園、地区公園の整備等、計画的に緑地の確保を行う。

都市計画区域マスタープラン都市施設等配置図
 上小圏域（上田市・東御市）



附図



変更理由書

1 変更の経緯

今回変更する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：都市計画区域マスタープラン）」は、平成12年都市計画法改正によりすべての都市計画区域毎に定めることになったため、上小圏域においては、上田、丸子都市計画区域が平成16年3月に、東御都市計画区域が平成16年4月に都市計画決定しました。平成20年9月に東御都市計画区域へ旧北御牧村全域を編入後、平成26年3月、上田都市計画区域に丸子都市計画区域を統合するとともに、上田都市計画区域、東御都市計画区域の2区域について、変更を行ってきました。

なお、既決定の都市計画区域マスタープランについては、都市施設などの整備目標の目標年次とした平成32年を経過していることから、今回見直しを行うこととしました。

(表) 各都市計画区域の決定状況

都市計画区域名	当初 区域指定	最終 区域指定	都市計画 区域面積	整備、開発及 び保全の方針
上田	昭2.4.1	平26.3.24	23,294ha	平26.3.24
東御	昭49.9.2	平20.9.1	7,442ha	平26.3.24

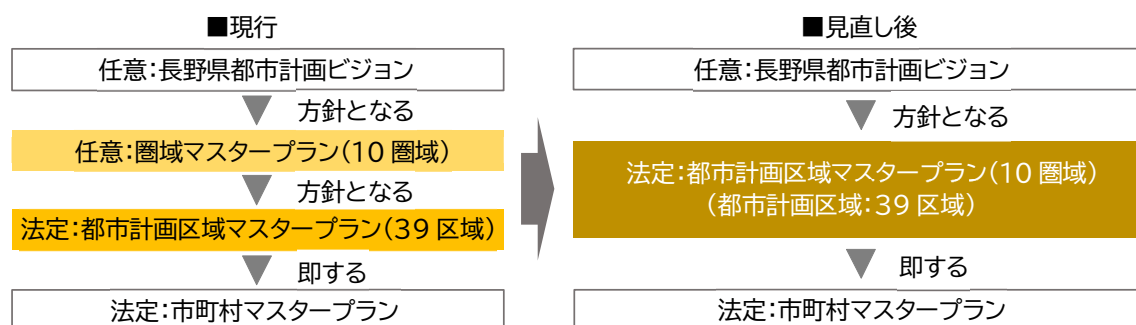
2 変更する背景

本県の都市計画区域が実態の県民生活・行動圏域からすると狭域であることや広大な県土をもつ長野県が持続的な発展をするためには都市と農村、山村が共生しあうことが必要と考え、任意計画として長期的視野に立ち、県土又は圏域（生活圏に近い10圏域）全体を見据え、生活の場としての都市圏全体の都市計画（都市づくり）に関する理念や目標像を定めた「長野県都市計画ビジョン」と「圏域マスタープラン」を都市計画区域マスタープランの上位計画と定めました。

その後、「長野県都市計画ビジョン」は20年後を見据えて策定したものの、策定後10年以上を経過し、その間に都市づくりに大きな影響を及ぼす事象（東日本大震災、市町村合併の進展、総人口の減少など）や世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえて平成31年3月に必要な改訂を行いました。

この中で、本ビジョンが目標に掲げる圏域や圏域間のより広域的な連携による都市づくりが必要不可欠であり、このためには県民の実質的な生活圏を法定

計画に定める必要があること、また、県が広域的課題の調整を強化するうえで、国の技術的な助言である「都市計画運用指針」において、複数の都市計画区域で広域マスタープランを策定し、共通する部分と各都市計画区域のみに関する部分を明確に区分した構成とするなどの方向性が示されていることから、今回、「都市計画ビジョン」の方針を踏まえ、既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランとする方針とし、今回変更するものです。



【長野県における都市計画の計画体系】

3 上小圏域マスタープランの概要

上小圏域においては、上田盆地を中心に周辺を四阿山、烏帽子山、美ヶ原高原等の山々に囲まれ、中央部に千曲川が流れる地勢となっており、歴史的には、東山道や北国街道など交通の要衝として古くから栄えてきました。また、上田城跡や海野宿、菅平高原等の歴史・文化・自然環境の資産が市街地から山間部に至るまで広く分布し、千曲川を挟んだ南北の地域に市街地が形成され、地形的条件、生活・文化圏、市街地の連たん等、一体的な都市圏として上小圏域全体の将来を見据えた広域的な観点からの見直しが必要となっています。

また、千曲川流域内の住民・市町村同士が、河川軸により派生的につながり互いに影響し合う領域への意識を高め、水と緑を基軸に有機的な連携を深めることによって、流域の文化・景観を継承・育成できる都市づくりを目指す必要があります。

こうしたことから、上小圏域の今後あるべき都市のすがたに対しての方針を定め、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位とする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定するものです。

都市計画の策定の経緯の概要

上小圏域（上田・東御都市計画）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和4年12月3日（土）	東御市中央公民館
関東地方整備局長事前協議	令和4年12月23日（金）	
市町村意見聴取 （都市計画法第18条第1項）	令和5年1月23日（月）	
公聴会開催の公告	令和5年1月5日（木）	県報、市広報誌、県ホームページ
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和5年1月28日（土）	公述人なしにつき中止
関東地方整備局長事前協議回答	令和5年2月7日（火）	
計画案の公告 （都市計画法第17条第1項）	令和5年2月16日（木）	県報、市広報誌、県ホームページ
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和5年2月17日（金）～ 3月2日（木）まで 14日間	意見書提出なし
市町村意見聴取回答	令和5年3月3日（金） 令和5年3月6日（月）	上田市 東御市
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	令和5年3月27日（月）	
国土交通大臣協議 （都市計画法第18条第3項）	令和5年4月上旬	（以下予定）
国土交通大臣協議回答	令和5年5月中旬	
決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和5年5月下旬	

上小圏域（上田・東御都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ～ おおむね20年間のまちづくりの目標 ～

豊かな自然環境に配慮し、歴史・文化遺産をいかながら活力あるまちづくりを進めよう

計画書 P1

目標年次

都市計画の基本的な方向：令和22年

都市施設などの整備目標：令和12年(中間年 令和7年)

都市づくりの目標

計画書 P2-4

目標1 県内アクセスの優位性を活かしながら 自律できるコンパクトなまちづくり

- 各拠点の都市機能の維持、充実を図るとともに、拠点とその周辺地域を結ぶ公共交通・道路ネットワークを強化する。
- 拠点周辺では、超高齢化社会にも対応した、「歩いて暮らせる」環境を実現することにより、まちなか居住を促進し、脱炭素の環境に配慮したコンパクトな市街地の形成を目指す。

目標2 次世代産業の創出等を視野に入れた 工業及び研究拠点の機能の維持、強化

- 健康・医療等の成長産業への企業の参入を促し、次世代自立支援機器、産業機器製造業の集積を目指し、これらの取組と連携を図り、必要に応じて都市計画分野での対応を行う。
- 用途地域縁辺部や国道沿線に形成された工業地では、操業環境や交通アクセスの維持・向上により、製造業及び流通業の機能立地の維持・誘導を図る。
- 大学・短期大学の周辺等では、研究拠点にふさわしい環境形成を図る。

目標3 上田城跡等の歴史文化遺産と調和した 都市空間の形成や回遊性の向上

- 上田城跡や別所温泉、海野宿等、歴史文化遺産の価値を保ちつつ、住民、来訪者にとって魅力的な市街地を形成する。

圏域構造図



計画書 P7

目標4 上田盆地を中心に広がる自然環境、 田園集落環境の保全、活用

- 市街地周辺から山裾にかけて広がる優良農地を保全する。
- 田園地帯における集落地は、コミュニティの維持を図る。
- 山並みの眺望や集落の景観の保全、育成を図る。

目標5 災害に強いしなやかな圏域の形成

- 災害に対し、居住の集約を図るインフラの整備を進める。
- 災害のリスクや避難に関する周知や貯留施設の普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、災害に強い市街地を目指す。

目標6 生活・産業・観光を支える交通体系の強化

- 圏域内の拠点間を繋ぐ道路ネットワークを維持・強化する。
- 既存の鉄道及びバスの利用性を高める。
- 駅や交流拠点を中心に歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりを念頭に利便性や回遊性の向上を図る。



本圏域の拠点及び軸を次の通り設定する。

計画書 P5-6

拠点	圏域拠点	上田駅周辺
	地域拠点	田中駅周辺、丸子地域自治センター周辺
軸	広域交流軸	鉄道：北陸新幹線、しなの鉄道しなの鉄道線 高規格道路：上信越自動車道、上信自動車道 一般広域道路：一般国道18号
	地域連携軸	鉄道：上田電鉄別所線 その他主要な道路：一般国道141号、142号、143号、144号、152号、254号、406号

(道路：長野県広域道路交通計画（令和3年3月）広域道路ネットワーク計画の路線）

区域区分の決定の有無

上田都市計画区域

県下同一基準による定量的な評価により「計画的な市街地整備の必要性」は低いものの、「市街地外への宅地の拡散抑制の必要性」「市街地拡大の可能性」は高いことから、**区域区分の必要性はやや高い。**
しかし、「**上田市環境基本条例**」や「**開発事業の規制に関する条例**」、「**上田市景観条例**」などにより土地利用の規制・誘導を行っており、急激かつ無秩序な市街地の促進は進展しないものと考えられる。
よって、**区域区分は行わないものとする。**

計画書 P8-10

東御都市計画区域

県下同一基準により定量的な評価により「市街地拡大の可能性」は高いものの、「用途地域外の農地転用率が県平均未満」「行政区画人口が減少している」等、**区域区分の必要性は低い。**
また、「**東御市環境をよくする条例**」、「**東御市景観形成指導基準**」などにより土地利用の規制・誘導を行っており、急激かつ無秩序な市街地の促進は進展しないものと考えられる。
よって、**区域区分は行わないものとする。**

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。

	平成27年 (基準年)		令和12年 (目標年)	
	上田	東御	上田	東御
都市計画区域内人口	143.4 千人	30.1 千人	おおむね 133.3 千人	おおむね 27.4 千人

※平成27年(基準年)の都市計画区域内人口は、「都市計画基礎調査」又は「国勢調査」による統計値。令和12年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による行政区画将来人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定

主要な都市計画の決定の方針

計画書 P11-15

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

【上田都市計画区域】

- 中心市街地では、上田駅を核として、歴史・文化資源との連携しながら、都市機能の集積、交通結節点としての機能強化、まちなか居住の誘導を図る。
- 丸子地域などの市街地郊外から中山間地域の住宅地においては、優良農地の保全や地域コミュニティの維持に配慮し、ゆとりある居住環境の形成を図る。

【東御都市計画区域】

- しなの鉄道田中駅周辺の中心市街地では、土地の高度利用を進め、商業・業務・行政機能など多様な都市機能の集積・充実を図る。
- 幹線道路沿道では、既に集積している施設と共存、田園風景等の周辺環境と調和した沿道景観の形成を図り、良好な居住環境の創出を図る。

計画書 P15-20

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- 広域交通ネットワークの維持・強化、歩いて暮らせるまちづくりなどの都市計画目標の実現のため、交通体系の連携強化及び計画的な整備の促進を図る。
- ごみ処理施設は、地域住民等の合意形成のもとで環境負荷の低減に配慮する。

【おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設（道路）】

都市計画区域	名称
上田	一般国道254号（東内～西内）
	都市計画道路3・3・1上田篠ノ井線（一般国道18号上田バイパス）
	都市計画道路3・3・3吉田富士山線
	都市計画道路3・3・4諏訪部伊勢山線
	都市計画道路3・4・7上田駅川原柳線
	都市計画道路3・5・16上堀大屋線
	都市計画道路3・5・17北天神町古吉町線
東御	都市計画道路3・6・25大手町材木町線
	都市計画道路3・6・32芦田丸子線
	一般国道18号上田バイパス（上田都市計画道路3・3・1上田篠ノ井線）
	一般県道東部望月線

3 市街地開発事業の決定の方針

計画書 P20-21

- 既成市街地においては、土地の高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図るため、必要に応じて市街地開発事業の実施を検討する。

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

計画書 P21-24

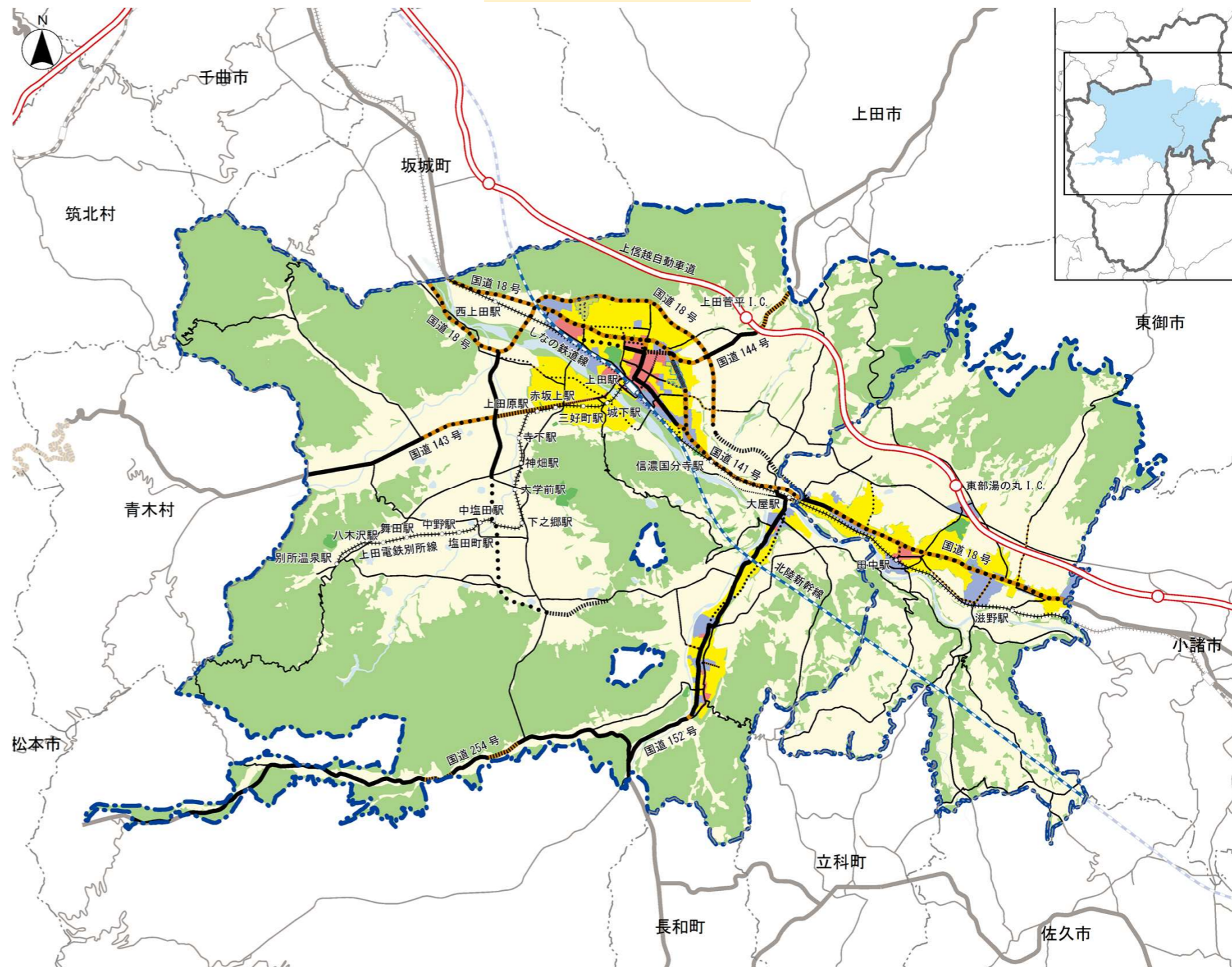
- 上小圏域は、菅平高原と美ヶ原高原、湯の丸高原地域やそれに連なる山々、千曲川やその支流の河川等、都市計画区域だけでなく圏域全体にわたって、豊かな自然環境が広がり、住民の貴重な財産となっている、このような恵まれた自然環境の保全を図るとともに、市街地においては、自然と共生する住みやすい市街地形成に向けてグリーンインフラの活用を推進する。

【おおむね10年以内に整備または着手することを予定する公園等の公共空地】

都市計画区域	名称
上田	「緑の基本計画」等の他計画との整合を図りながら、新たな公園等の公共空地の整備・確保目標を設定する予定
東御	基本方針等に基づき、街区公園、近隣公園、地区公園の整備等、計画的に緑地の確保

都市施設等配置図

計画書 P25



凡例

都市計画区域

- 住宅地
- 商業・業務地
- 工業地
- 農用地
- 森林地域
- 主要河川

公園・緑地

- 整備済み
- 10年以内整備または着手
- 10年以降整備

市街地開発事業 土地区画整理事業

- 整備済み

交通施設

- 高速道路
- 主要幹線道路
国道/主要地方道（4車線以上）/一般県道（4車線以上）
都市計画道路（2.2m以上）（4車線相当）
- 整備済み
- 10年以内整備または着手
- 10年以降整備
- 新幹線
- 幹線道路
主要地方道（2車線以上）/一般県道（2車線以上）
上記を除く都市計画道路
- 整備済み
- 10年以内整備または着手
- 10年以降整備
- 現道（県道以上）
- 鉄道（JR等）
- 鉄道（私鉄）
- 行政界